

特集・「食育基本法」と地域・学校

最近、「食育」という言葉が新聞等のマスコミに登場するようになった。○五年六月、「食育基本法」が衆参両院全会一致で成立し、七月一五日に施行されたからである。この法律は、政府主導で日本人の食生活を改善して、健全な食生活ができるような人間を育てようということが趣旨だという。

これを、行政側が国民運動として地方自治体だけでなく、教育関係者、農林業者、食品関連業者など「食」に関わる関係者を含め、国民の責務まで規定しておし進めようとしている。毎日の食事のことで国民の責務を規定するとは、とんでもないことのように思う。

しかし、最近の日本人の食生活は、食事によって子どもの肥満、生活習慣病、体力の低下をもたらすなど、子どものからだや心にとつて、健康によくはない食材も含めて、問題の多いことも確かである。

労働条件の悪化のなかで、簡便な一皿料理や健康的でないファストフードなどが、毎日、家庭の食生活のなかに入り込んできている。

「食育基本法」には食品製造業者の要求を反映している面もあるが、この法律の成立を契機に、政府にいわれるまでもなく、私たちの食生活を改善していくことが必要だと考える。健康な食生活の改善の要求や実践は世界的な流れでもある。

いま、新潟県内各地では、地産地消が叫ばれ、地元でとれる安全で安心できる農産物を子どもたちの学校給食に提供して、地域農業の再生にも繋げようとする運動がある。この特集が家庭・子ども・地域の食生活を再点検する機会になればと思う。

(編集部)